

別表（第8条関係）

係留場所及び陸置場所使用料

種 別			単 位	使 用 料
デインギー			1隻につき1日	420 円
			1隻につき1月	2,120 円
			1隻につき1年	21,320 円
上記 以外 の艇	係留及 び陸置	5メートル以下の もの	1隻につき1日	1,160 円
			1隻につき1月	5,830 円
			1隻につき1年	58,320 円
		5メートルを超え 6メートル以下の もの	1隻につき1日	1,290 円
			1隻につき1月	6,480 円
			1隻につき1年	64,800 円
	6メートルを超え 7メートル以下の もの	1隻につき1日	1,410 円	
		1隻につき1月	7,120 円	
		1隻につき1年	71,280 円	
	7メートルを超え 8メートル以下の もの	1隻につき1日	1,550 円	
		1隻につき1月	7,770 円	
		1隻につき1年	77,760 円	
8メートルを超え るもの		1隻につき1日	1,970円に8メートルを 超える1メートルにつ き、420円を加えた額	
		1隻につき1月	9,890円に8メートルを 超える1メートルにつ き、2,120円を加えた額	
		1隻につき1年	99,080円に8メートルを 超える1メートルにつ き、21,320円を加えた額	

備 考

- 1 本町内に住所及び勤務場所のいずれも有しない使用者の使用料は、この表の使用料額に1.2を乗じて得た額とする。
- 2 この表において「デインギー」とは、艇長6メートル以下のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
- 3 1日未満、1月未満、及び1メートル未満の端数は、それぞれ、1日、1月、及び1メートルとして計算する。